

（総則）

第1条 この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、近畿大学（以下「本学」といいます。）が提供する『語学研修受付システム』（以下「本サービス」といいます。）の利用について、その条件を規定するものです。

（利用目的）

第2条 利用者は、本サービスについて、語学研修の申込を目的として利用するものとします。

（個人利用）

第3条 利用者は、本サービスについて、個人利用の範囲で利用するものとします。なお、本学は、個人利用を許諾するにとどまり、特許権、著作権その他の知的財産権について譲渡、再許諾権設定等を行うものではありません。

2 利用者は、本サービスのアカウントについて、第三者に譲渡、貸与、使用許諾等してはなりません。

3 利用者は、自らの費用と責任において、本サービスを利用するものとします。

（利用環境）

第4条 本サービスの利用に必要な端末、通信設備等は、利用者において備えるものとします。また、本サービスの利用に伴う通信料金等は、利用者の負担とします。

（セキュリティ管理）

第5条 利用者は、不正アクセス、情報漏洩等の防止など、自らの利用環境におけるセキュリティ対策を適切に行うものとします。

（サービスの一時停止）

第6条 本学は、メンテナンス、アップデート等のため本サービスを停止する場合は、利用者に対して事前に通知、掲示等するものとします。ただし、本学が緊急の必要性を認めた場合は、この限りではありません。

（サービスの変更・終了）

第7条 本学は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を利用者一般の利益に適合し、若しくは本サービス利用の趣旨に照らし合理的と認められる範囲で変更し、又は本サービスを終了することができるものとします。

2 本学は、本サービスを変更又は終了する場合、その時期及び内容を利用者に対して事前に通知、掲示等するものとします。ただし、本学において緊急の必要性を認める場合や、軽微な変更であると認める場合は事後の通知、掲示等とすることがあります。

（禁止事項）

第8条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 第三者の財産、名誉、信用、プライバシー等を侵害する行為
- (3) 本人の同意なく個人情報を開示、漏洩等する行為
- (4) 虚偽情報の意図的な提供その他風説を流布する行為
- (5) 不正なアクセス、コンピュータウイルスの配布又はそれらを助長する行為
- (6) 本学又は第三者の通信を阻害する行為
- (7) 本サービスを改変し、又は解析する行為
- (8) 前各号に該当するおそれのある行為その他社会的に不適切と認められる行為

（不保証）

第9条 本学は、利用者に対し、本サービスの機能、性能及び表示内容についての正確性、信頼性、安全性、有用性等を保証するものではありません。

2 本学は、利用者に対し、対応する端末、OS等を指定した場合を含め、本サービスの可用性を保証するものではありません。

（免責）

第10条 本学は、本サービスの利用又は終了に関して利用者に生じた損害（データの滅失、第三者による不正利用、コンピュータウイルスへの感染、利用の不能等による損害を含みます。）について、何ら責任を負うものではありません。ただし、当該損害が本学の故意又は過失による場合には、通常生ずべき範囲（予見の有無にかかわらず特別損害、逸失利益等を除きます。）について、これを賠償します。

2 本学は、本サービスに瑕疵がある場合（利用できない場合を含みます。）であっても、修補、サポート等の義務を負うものではありません。

（利用の停止）

第11条 本学は、利用者が本規約に違反したと認められる場合、そのアカウントを停止することができるものとします。

（損害賠償）

第12条 本学は、利用者が本規約に違反したことで損害が生じた場合、その賠償を求めることができるものとします。

（規約の変更）

第13条 本学は、利用者の承諾を得ることなく、利用者一般の利益に適合し、若しくは本サービス利用の趣旨に照らし合理的と認められる範囲で本規約を変更できるものとします。

2 本学は、本規約を変更する場合、利用者に対して事前に通知、掲示等するものとします。ただし、変更内容が軽微であると認められるときは、事後の通知、掲示等とすることがあります。

3 利用者が本規約の変更を知りながら本サービスを利用したときは、変更後の規約に同意したものとみなします。

（準拠法）

第 14 条 本規約及び本サービスは、日本法に準拠するものとします。

2 本規約に記載の無い事項については、『学校法人近畿大学セキュリティポリシー』に準拠するものとします。

（合意管轄）

第 15 条 本規約又は本サービスに関する紛争は、大阪地方裁判所を付加的合意管轄とします。

附則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

附則

この規約の改正は、令和 4 年 10 月 1 日から施行します。

附則

この規約の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

附則

この規約の改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。